

香川県報



第 67 号

平成 16 年

8月24日(火曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

告示 介護保険法の規定による事業者の指定 (長寿社会対策課) 一

漁業法の規定による区画漁業の免許の内容となる事項等の決定 (水産課) 二
道路の区域変更 (道路保全課)

公告 大規模小売店舗立地法第八条第三項の規定による公告 (経営支援課) 三
肥料の登録の有効期間の更新 (農業経営課)

平成十六年香川県公告第四百九号（土地改良事業の適否決定）の一部訂正 (土地改良課) 三

選挙管理委員会告示

政治資金規正法の規定による政治団体の届出

政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出

政治資金規正法の規定による政治団体の解散等の届出 四

政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出

告示

香川県告示第五百八十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項及び第四十六条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成十六年八月二十四日

香川県知事 真鍋武紀

介護保険 事業所番号	事業所の名称 及び所在地	申請者の名称、代表 者の氏名及び主たる 事務所の所在地	指定年月日	サービスの 種類
三七七〇一 〇三二八五	デイリー・クローバ 高松市紙町四〇二番一	有限会社クローバ企画 代表取締役 前田雅彦 高松市東八ヶ町八二四 番地	平成十六年 八月十五日	通所介護
三七七〇六 〇〇二〇七	岡病院居宅介護支援事 業所 さぬき市志度一五六二 番地	医療法人日昭会 理事長 岡保紀 さぬき市志度一五六二 番地	"	居宅介護 支援
三七一一三 一〇七九一	医療法人社団讃陽堂松 原病院 木田郡三木町池戸三三 三二番地一	医療法人社団讃陽堂松 原病院 理事長 松原奎一 木田郡三木町池戸三三 三二番地一	平成十六年 八月十七日	通所リハ ビリテー ション

香川県告示第五百八十九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定により、内水面における区画漁業の免許の内容となる事項等を次のとおり定めたので、同条第五項により公示する。

平成十六年八月二十四日

香川県知事 真鍋武紀

一 免許の内容となる事項

1 漁業の種類 第二種区画漁業

2 漁業の名称 魚類養殖業

3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで

4 漁場の位置及び区域 別表のとおりとする。

二 制限又は条件

1 ため池の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体及び管理者の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

- 2 知事が定める様式により、毎年四月末日までに、その年度の養魚計画及び前年度の養魚実績を提出しなければならない。
- 3 水利関係者との同意事項を遵守し、協調の上操業しなければならない。
- 三 免許予定日 平成十六年十月一日
- 四 免許の存続期間 平成十六年十月一日から平成二十一年三月三十一日まで
- 五 地元地区 別表のとおりとする。
- 六 免許申請期間 平成十六年九月二日から同月三日十七時まで

計画番号	漁場の位置	漁場の区域(地名)	地元地区
1	さぬき市忠尾道田乙井33 地1	野間池	さぬき市・木田郡・高松市
2	川瀬郡中野大字下高野 2488-1	眞鍋池	川瀬郡

香川県告示第五百九十号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。
 その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年八月二十四日から同年九月十四日まで一般の縦覧に供する。
 平成十六年八月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道(一般)
- 二 路 線 名 田浦坂手港線(二百四十九号)
- 三 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
小豆郡内海町田ノ浦字切谷甲一五 九番地先から	前	三・六 一〇・〇	一〇二	道路改修工事に伴う現道拡幅

小豆郡内海町田ノ浦字切谷甲一五 〇番地先まで	後	一〇・〇 一・四	一〇二
---------------------------	---	-------------	-----

公 告

香川県公告第四百二十三号
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。
 平成十六年八月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 意見の対象となった届出に係る公告
 平成十六年香川県公告第百九十六号
 - 二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
 コープ一宮 高松市一宮町三四一番地
 - 三 法第八条第一項の規定により高松市から聴取した意見の概要
 意見なし
 - 四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要
 該当なし
 - 五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 - 1 縦覧場所
 香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課
 - 2 縦覧期間
 平成十六年八月二十四日(火曜日)から同年九月二十四日(金曜日)まで
- 香川県公告第四百二十四号
 肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第十二条第二項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により、次のとおり公告する。

平成十六年八月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録の有効期限
香川県第七一六号	甲殻類 質肥料 粉末	ブロンエー	窒素全量 六・〇 りん酸全量 一・〇	該当なし	株式会社 加ト 吉バイオ 香川県観音寺市 三本松町四丁目 二番三五号	平成十二年七月三十日

香川県公告第四百二十五号

平成十六年香川県公告第四百九号(土地改良事業の適否決定)の一部を次のように訂正する。

平成十六年八月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

「単独市費補助土地改良事業穂村地区」を「単独市費補助土地改良事業穂村地区」に改める。

選挙管理委員会告示

香川県選挙管理委員会告示第九十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定による政治団体の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成十六年八月二十四日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

一 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
山田てつお後援会	山田 徹郎	和木 茂	高松市大工町二二二

香川県選挙管理委員会告示第九十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十六年八月二十四日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

一 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧
自由民主党香川県参議院選挙区第二支部	主たる事務所 の所在地	高松市番町五六 三〇	高松市上天神町五六 〇一

二 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧
市原武後援会	代表者の氏名	松本 富香	赤松 謙二
小川淳也後援会	会計責任者の氏名	市原 武彦	和泉 洋一
香川県社会福祉政治連盟	会計責任者の氏名	川人 隆司	青木 武史
	主たる事務所 の所在地	丸亀市土器町西五四九三	高松市通町四一
	代表者の氏名	鎌倉伊都夫	乾 隆
藤本孝雄後援会	会計責任者の氏名	阿河 洋一	筒井 建策
藤本孝雄を励ます会	会計責任者の氏名	藤本 慎一	秋友 秀雄

香川県選挙管理委員会告示第百号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散等の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十六年八月二十四日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

一 その他の政治団体

政治団体の名称

香川県港湾空港政策研究会

真鍋勝後援会

香川県選挙管理委員会告示第百一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十六年八月二十四日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内 容
谷川 実	宇多津町長	陸実会	公職の種類	宇多津町長
			新	香川県議会議員
			旧	